

ペルーにおける会社設立および税務等の概要

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

リマ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）リマ事務所が現地法律事務所 Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados に作成委託し、2022年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・リマ事務所
E-mail：info_lima@jetro.go.jp

JETRO

目次

第1章 会社の設立	1
1. 会社・事業の形態	1
2. 法人のメリットとデメリット	5
3. 会社・企業の形態に係る共通する側面	5
4. ペルーにおける法人の設立手続き	6
5. ペルーで企業を設立するにあたっての推奨事項	7
6. 在留資格と査証	8
7. 職員の雇用形態	10
8. 労働の仲介または外注化（アウトソーシング）	12
第2章 ペルーの税制	13
1. 納税者登録番号（RUC）	13
2. ペルーの税制に関する法的枠組み	13
3. 日本・ペルー租税条約（二重課税防止条約）	16
4. 利益および配当	17
第3章 企業の閉鎖	18

第1章 会社の設立

共同出資者は会社の形態を選択し、その会社の定款を含む設立趣意書を作成し、公証人に提出する。その文書は後に国家登記監督庁（SUNARP）に登録され、その時点から法人格が取得される。こうして共同出資者とは別の法的人格が誕生する。

1. 会社・事業の形態

(1) 会社・企業

a) 株式会社（S.A.）

最低2人の法的人格（自然人または法人）が必要とされ、共同出資者の人数に上限はない。3種の経営組織（株主総会、取締役会、管理職機構）の設置が義務付けられている。株主資本は各共同出資者の出資によって定義され、その責任は各々の出資額に対してのみ発生する。

b) 公開株式会社（S.A.A.）

株主が750人以上かつ、175人超の株主による株主資本の35%を上回る所有が必要とされる。また、株式の公募が行われ、リマ証券取引所に上場されていなければならない。3種の経営組織（株主総会、取締役会、管理職機構）の設置が義務付けられている。

c) 非公開株式会社（S.A.C.）

最低2人の法的人格（自然人または法人）が必要で、共同出資者は20人以下とされる。2種の経営組織（株主総会、管理職機構）の設置が義務付けられている（取締役会の設置は任意）。株主資本は各共同出資者の出資により定義され、その責任は各々の出資額に対してのみ発生する。

d) 商事有限会社（S.R.L.）

最低2人の法的人格（自然人または法人）が必要で、共同出資者は20人以下とされる（これを「拠出者」と呼ぶ）。2種の経営組織（拠出者の総会と管理職機構）の設置が義務付けられている。株主資本は各拠出者の出資によって定義され、その責任は各々の出資額に対してのみ発生する。総じて家族経営向けの形態であり、拠出の譲渡は国家登記監督庁（SUNARP）に登録されなければならない。

e) 簡易型非公開株式会社（S.A.C.S.）

自然人により、かつ金銭または未登録の動産による出資でのみ設立できる。最低2人の法的人格（自然人または法人）が必要で、共同出資者は20人以下とされる。非公開株式会社（S.A.C.）の規準が適用されるが、設立はオンライン形式であり、初期段階の企業にとっては特に簡易となる。

f) 一人有限会社（E.I.R.L.）

設立にあたっては単一の自然人のみが必要とされ、その自然人は管理責任者になることができる。株主資本はオーナーまたは一自然人の出資により定義され、その責任は出資額に対してのみ発生する。

ペルーにおいて会社や企業を設立するにはいくつかの方法があるが、その効果において、共同出資者の数が 750 人以上でかつ株式の取引が市場に開放され、その株式をリマ証券取引所に上場しなければならない公開株式会社 (S.A.A.) は有益ではないと考えている。もう一つの形態は一人有限会社 (E.I.R.L.) で、設立にあたっては単一の自然人の意思のみが必要とされる。言い換えれば、自然人のみが E.I.R.L. を設立または所有することができるのである。

従って、一企業を設立するという目的にとって優れているのは、その対象と影響力の観点において硬直性がないという理由で例を挙げるなら、非公開株式会社 (S.A.C.) となる。簡易型非公開株式会社 (S.A.C.S.) は、機構のパラメータに制限が設けられている。

形態	公開株式会社 (S.A.)	非公開株式会社 (S.A.C.)
特徴	有限責任の会社。つまり、共同出資者は債務に対し連帯責任を負わない。	有限責任の会社。S.A.C. の場合、共同出資者はその出資に対してのみ責任を負うものとする。
共同出資者	最低2人の株主が必要。株主数に上限はない。	最低2人の株主が必要。株主数の上限は20人。
株式	株式は有価証券として市場での取引が可能。	株式を証券市場公簿 (リマ証券取引所) に登録することはできない。
組織構成	<ul style="list-style-type: none"> ●株主総会 ●取締役会 ●管理職機構 	<ul style="list-style-type: none"> ●株主総会 ●管理職機構 ●取締役会の設置は任意
株主資本	<ul style="list-style-type: none"> ●出資は現地通貨および / または外貨、無形の技術的貢献、もしくは財 (物品) で行うことができる。 ●資本金は株式で表示されると共に、全額が引き受けられ、各株式は 25%以上払い込まれていなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現地通貨および / または外貨、無形の技術的貢献、もしくは財 (物品) で行うことができる。 ●資本金は株式で表示されると共に、全額が引き受けられ、各株式は 25%以上払い込まれていなければならない。

(2) 支店、子会社、駐在員事務所

ペルーの法律では、ペルーにおいて非居住者である外国企業でも、許可を受けたほかの形態で活動を行うことができる。

形態	支店	子会社	駐在員事務所
定義	支店とは、ある会社がある企業目的に含まれる特定の活動について、所在地以外の場所でそれを通じて展開するためのすべての副次的な施設である。	子会社とは、それ自体は親会社から独立した企業であるが、その株式の過半数を親会社が保有し、それにより親会社が当該子会社に関しある意味で支配的地位にあるものを指す。	駐在員事務所は、主たる活動を行わないため、ペルーにおいて国家登記監督庁(SUNARP)などへの正式な登記を必要としない施設。
独立性	支店はその主体から独立した法人格を持たない。	独立性を有しつつ、親会社または主体のようなより高位の企業に従属する会社を形成する。	株式を証券市場公簿(リマ証券取引所)に登録することはできない。
代表権	代表者に与えられた権限に基づき、主体から割り当てられた活動の範囲内において永続的な法的代表権が付与され、経営の独立性を有す。	法的代表権および経営の独立性を有す。	<ul style="list-style-type: none"> ●当該施設により署名された合意がペルーの法律の下で強制力を持つよう、十分な代表権を有していなければならない。 ●企業の進出準備のための市場調査や契約書作成などの業務を行うことが可能な、外国企業の最低限の組織に過ぎず、企業の活動を展開することはできない。
税制	ペルー国外で設立された会社のペルー支店は、独立した「法人」として税務監督庁(SUNAT)に税務申告を行い、ペルーにおいて別個に課税されるが、所得税の場合はペルーを源泉とする所得に対してのみ課税される。	支店に同じ。	非居住者企業が経済活動を行わない場合でも、源泉徴収される所得のみを得る場合や、支払者が非居住者企業であるために源泉徴収が行われない所得を得る場合を除き、納税義務者の地位を得るか、あるいは租税公課および/または税務監督庁(SUNAT)による徴税について責務を負う場合などにおいては、納税者登録番号(RUC)の登録が義務付けられることになる。

ペルーにおける外国企業の支店

会社一般法によると、外国企業のペルー支店とは、当該外国企業がそれを經由し、本店所在地以外の国で活動を展開することができる副次的な施設である。子会社とは異なり、外国企業のペルー支店は本店から法的に独立しているとはみなされない。しかしながら現地の企業同様に、支配人や支店の管理責任者は自主性を持って行動することが求められる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国企業の支店は新たな市場へのアクセスが可能。 ● 本店から資源や戦略、投資の提供が可能。 ● 支店が現地で質の高い製品やサービスを提供すれば、本店の評判も良くなる。 ● リスクの低いプロジェクトは、総じて国外支店で請け負うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国企業の支店の責任はすべて本店が負う。 ● 支店が実施するプロジェクトは本店がリスクを取る。

国外で設立されその国の居住者たる会社の支店の操業にあたっての一連の正式な要件を定めたペルー国家登記監督庁（SUNARP）の法人登記規定によると、当該支店は公証人による公正証書によって設立され、以下の内容が含まれなくてはならないとされる。

- a) 本国の主たる会社（本店）の現在事項証明書と、その定款が国外における支店の開設を妨げていない旨を証明する文書。
- b) 当該定款または本国で定款に相当するものの写し。
- c) 下記事項が記載され、本店の管轄機構（株主総会または取締役会）により採択された、ペルーにおける支店の設立合意書。
 - (i) ペルーにおける活動の展開にあたり割り当てられる資本金。
 - (ii) それらの活動が企業目的の範疇に含まれている旨の表明。
 - (iii) 当該支店の所在地。
 - (iv) ペルーにおける常駐の法的責任者（最低1人）の任命。
 - (v) 上記に付与される種々の権限。
 - (vi) ペルーの当該支店が負う義務に対しての責任を担うにあたり、ペルーの法律に従うこと。

ペルーに支店を開設する過程において留意すべき側面として、特に以下の点を挙げることができる。

- a) 当該支店が本店から独立した法人格を持たないと、本店が当該支店の義務に対し責任を負う。
- b) 当該支店に割り当てられる資本金の額に下限はない。
- c) 支店の設立合意書には、当該支店がペルーでどのような事業活動を行うことができるのか明示されなければならない。
- d) リマの公証人による公正証書の作成および、ペルー国内で行われるほかの手続きに向け、当該支店の開設にあたり必要となる各種文書（企業の実在および法的責任者の証明、支店設立に関する公正証書、株主総会議事録など）の真正証明や、公印確認および/またはアポステイーユを受けるため、事前に本国の政府機関で手続きをふむ必要が生じる。

2. 法人のメリットとデメリット

法人（企業）のメリット	法人（企業）のデメリット
<ul style="list-style-type: none">● 複数の共同出資者から出資を受けられるため、より多くの資本を持てる。● 融資アクセスの可能性がより高くなる。● 企業の所有者は、当該企業の財または資本で保証されるその債務に対してのみ、有限な形でのみ責任を負う。	<ul style="list-style-type: none">● 清算や解散がより難しくなる。● 多くの要件が必要とされるため、設立のハードルがより高くなる。● 設立にあたりより多くの投資が必要。● 提出を求められる会計書類の種類がより多くなる。

3. 会社・企業の形態に係る共通する側面

ペルーにおいて 新たな企業や会社を興す場合、設立時の問題を避けるため、商号予約（RESERVA DE NOMBRE）の実施が推奨される。これは選択された商号を予め「予約」できるシステムで、国家登記監督庁（SUNARP）にて手続きする必要がある。

次に忘れてはならないのが、会社の基本ルールとなる「定款」などに記されるその会社の組織構造であり、それには少なくとも以下の内容が規定されている必要がある。

〈企業目的〉

その会社が行う予定の事業内容、事業展開、活動内容または事業計画に関する詳細な説明。この企業目的は普遍的なものであってはならず、実施しようとする活動はすべて明記されなくてはならない。

〈金融機関への払い込み〉

共同出資者の資格を得るためには、金融機関への払い込みによる出資を行う必要がある。非現金資産の場合は価値の査定を実施しなければならない。

〈約款〉

約款には以下の内容が含まれていなければならない。

- a) 発起人の身元識別情報
- b) 株主による、会社設立の意思表示
- c) 資本金の額および各株主の持ち株数
- d) 引き受けた資本金の払込方法。
- e) 初代管理職の任命および各人の身元識別情報
- f) その会社の運営を統べる規約

〈定款〉

定款には以下のものが含まれていなければならない。

- a) 会社の商号
- b) 企業目的
- c) 会社の所在地
- d) 会社の存続期間（各活動の開始日を明記すること）
- e) 資本金の額、各株主に分割された株式数、単位株あたりの額面金額および払込金額。該当する場合は、資本金を分割する株式の種類、それぞれの種類の株式数、それらに設定された特徴、特権、特性または優先順位。
- f) 会社の組織体系

- g) 増資または減資の決定、および約款または定款のあらゆる変更を決定するための所要条件
- h) 会社の経営および各会計年度の業績に関し、株主の承認を得るために提出しなければならない様式とその時期
- i) 利益分配のための規準
- j) 会社の解散と清算に向けた体制

4. ペルーにおける法人の設立手続き

(1) 日本で準備する書類

ペルーにおいて会社や企業の設立または開設を希望する外国企業は、以下のことを行う必要が生じる。

当該外国企業は、領事館で権限の付与に関する領事認証手続きを行わなければならない。ペルーで企業を設立するにあたっては、ペルーの自然人に対して差し出す委任状を含む文書を、ペルーの弁護士がペルーから発送する。外国人の代表者はさらに以下のものを提出しなければならない。

- パスポートの写し
- 本人が当該外国企業の代表者であり、かつ第三者に権限を付与する権能を有している旨を証明する文書

(2) アポステイーユまたは駐日ペルー領事館を通じた手続き

ペルーで企業を設立するための権限を自然人に付与する委任状を、駐日ペルー領事館に提出する。領事館において当該文書の署名予定日を定める必要があるため、通常は平日でおよそ 30 日を要す。委任者（権限を与える側）がスペイン語を話せない場合は、通訳を同伴する必要がある。

アポステイーユは、予め認証された外国語の文書で、かつ企業設立のための情報を補完しうる場合に必要とされる。

(3) ペルーにおける公式の翻訳

ペルーでは、外国語の文書に関し、ペルーに登録された[公認翻訳家](#)によって公式の翻訳が行われる。文書の内容（議事録、登記簿、報告書など）やページ数によりその翻訳費用は異なる。

(4) ペルー外務省における手続き

在外ペルー領事館で認証された委任状は、ペルーの外務省で当該領事の署名を立証するため、ペルーのリマに転送（普通は当該企業が国際宅配便で送付する必要がある）されなければならない。ペルー外務省の業務量を考慮すると、この手続きにかかる日数は平日でおよそ 15 日以内、費用は平均 30～50 米ドルである。

(5) ペルーにおける公証手続き

当該委任状に明記された自然人は、設立する新会社の商号や資本金、株主などを定める設立趣意書または文書をリマの公証人に提出すれば、その後ペルーでの企業や会社の開設が可能となる。要改善事項がなければ、通常は公正証書の作成・認証に営業日で約 5 日、その後国家登記監督庁（SUNARP）での審査に営業日で約 15 日を要す。

(6) リマの国家登記監督庁 (SUNARP) における登記手続きおよび要改善事項

国家登記監督庁 (SUNARP) は企業の登記を正式なものとし、その時点からは、税務上必要な納税者登録番号 (RUC) を並行して取得すれば正常に操業することができる。納税者登録番号は無料で取得できるが、登記手数料はその企業の株主資本 (開設時の金額) によって異なり、一般的には平均して 300~1000 米ドルとされる。

国家登記監督庁 (SUNARP) は事前に登記内容を検討し審査する。換言すると、国外から送付された文書に要改善事項が見つかる可能性があり、その修正には程度により営業日ですらに 15~30 日を要する可能性があることに注意しなければならない。要改善事項の指摘は頻繁ではなく例外的なものである。

[実際の準備]

- ▶ XY 社はペルーへの進出を決める。ある一連の活動を行う必要があり、それらの活動にあたり同社自身がその企業の直接の運営を望んでいたが、予めいくつかの準備について考慮しなければならなかった。
 - ◇ ペルーで企業を設立できるよう、ペルー人または永住権を持つ外国人に権限を付与する。この手続きは在外ペルー領事館で行う。これは、ペルーで企業を設立する際、代理人または当該委任を受けた者が、外国人を居住者労働者資格で雇用するためであり、いったん外国人が前述の資格を取得すれば、正式に当該企業の経営に携わることができる。
 - ◇ その委任状は、当該企業の登記に向け国家登記監督庁 (SUNARP) で正式な登録手続きに付するため、国際宅配便等でペルーの契約弁護士に送付し、ペルーの外務省で在外ペルー領事の署名を立証しておく必要がある。
 - ◇ 当該委任状の登録が済み次第、当該契約弁護士は公証人を通じ、ペルーにおいて当該企業を設立し、国家登記監督庁 (SUNARP) に登記する。
 - ◇ いったん当該企業の登記が完了すれば、納税者登録番号 (RUC) を取得し、正式に事業を開始することができる。
 - ◇ 並行して、労働雇用促進省および国家移民監督庁において、当該外国人職員の職務に対する在留資格の取得手続きを実施していく。

5. ペルーで企業を設立するにあたっての推奨事項

- (1) ペルーで設立された企業が直ちに業務を開始するためには、当該企業の支配人または法的責任者または代理人がペルー国籍の者であるか、外国人であれば居住者の在留資格を持つ者であることが推奨される。これは、特段の不都合なく銀行口座を開設し、納税者登録番号 (RUC) を取得し、とりわけ職員の雇用契約を行うことができるようにするためである。
- (2) ペルーの内国企業における外国人代表者、および給与台帳へのその包摂 (労働雇用促進省、国際刑事警察機構、国家移民監督庁) 任命された当該企業の支配人は、効率的かつ実用的に機能するために、通常は外国人職員と雇用契約を締結し、その在留資

格を居住者労働者¹ (trabajador residente) に変更できるようにする。これは以下のように行われる。

- 使用者（ペルー国籍の支配人が望ましい）により署名された外国人職員の労働契約書の提出。当該外国人職員は、「信頼できるスタッフ」としてペルーに入国することが推奨される（「有資格者」として入国した場合は、公式に翻訳されアポステイーユを受けた職歴証明書の添付が必要となるため）。この労働契約書はペルーの労働雇用促進省によって認可される必要があり、手続きには営業日でおおよそ 15～30 日を要す。
- 労働雇用促進省の認可を受けた労働契約書の入力に先行するほかの要件は、国際刑事警察機構（インターポール）が発行する報告書または犯罪経歴証明書（ficha de canje）の取得であり、これには最大で 48 時間を要すとされる。さらに、本国の犯罪経歴証明書（公式に翻訳され、アポステイーユを受けたもの）を提出しなければならない。
- 国家移民監督庁により付与され、居住者労働者の在留資格を証明する外国人登録証（carnet de extranjería）の発行は、自動的または即時の承認によるものではなく、提出された書類の検証または査定の実施を通じて手続きされる。その期間は現行規定上営業日で 30 日とされているが、国家移民監督庁の業務量から、実際には営業日で 60 日以上かかるようになってきている。
- 居住者労働者の在留資格をいったん取得すれば、その企業の設立時に任命されていた支配人との交代が可能となる。このように、株主や役員、または外国人職員が当該企業の従属労働者となり新たな在留資格を得ることで、当該企業を問題なく経営することができるようになるだろう。

6. 在留資格と査証

ペルーにおいて会社または企業の開設を希望する外国企業は、以下のことを行う必要がある。

- (1) 委任状に明記された者が外国の自然人である場合は、在外ペルー領事館で取得した「商用査証² (Visa de Negocios)」でペルーに入国するのが望ましい。この査証は、（観光査証とは異なり）ペルーでの滞在期間が長く、黙示的に、文書や契約（例えばリマの公証人の下での会社設立に伴うもの）に署名する権限を既に持っているということになる。「商用査証」で入国しない場合は、ペルーの国家移民監督庁において、文書に署名するための許可に関する手続きを行う必要が生じる（現在はオンライン手続きになっている）。
- (2) 国家登記監督庁（SUNARP）に登録済の委任状を有し、「商用査証」でペルーに入国しようとする外国の自然人には、労働や商業活動をペルーで直接行うため

¹ 従属的労働者の場合、ペルーの法律では、外国人従業員への報酬額が給与台帳総額の 30%を超えない限り、全従業員数の 20%まで外国人従業員を雇用することができる。それゆえ、罰則の適用を避けるべく、現地従業員に対するこれらの割合を順守するよう企業側が常に注意を怠らないようにする必要がある。

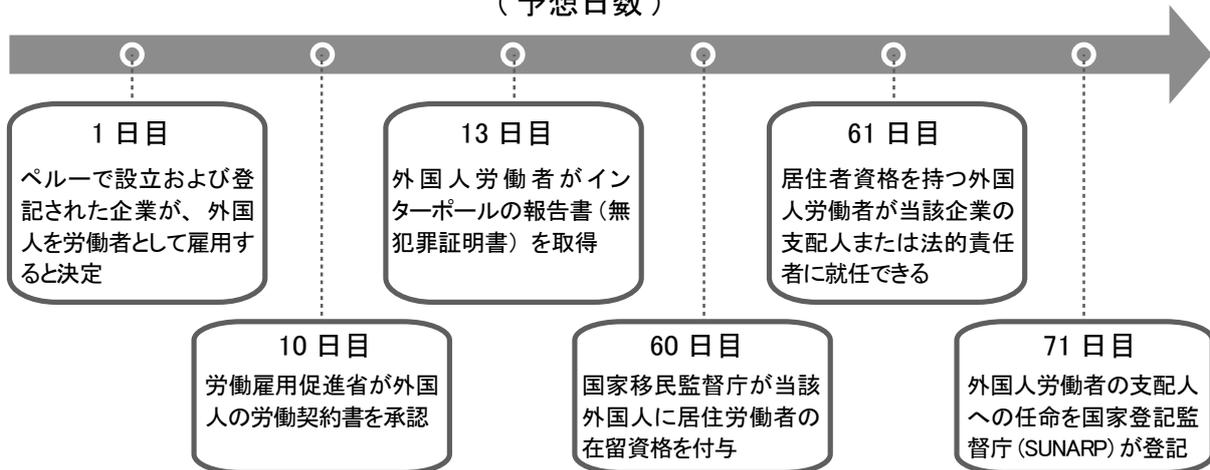
² 商用査証とは、商用目的でペルーに入国し、かつペルーに居住する意思のない者に付与される査証である。前述の者はペルーを源泉とする所得を得ることができないが、契約の締結や取引を行うことは認められている。商用査証はその所有者に対し、たとえ非居住者である事業体の持ち出しであっても、ペルーにおける居住者事業体への役務（従属的か非従属的かを問わず）の提供は認めていない。この規定には、ペルーにおける居住者企業の役員報酬と、12カ月間のうち連続または累積で30日を超えない役務の契約に基づく講演会講師や国際コンサルタントなどの報酬という二つの例外が認められている。このタイプの査証を取得した外国人は、1年のうち最大183日までペルーに滞在することができる。

に必要な「居住者」の在留資格は付与されないことに注意しなければならない。
この在留資格は、限定的かつ排他的に国家移民監督庁が管轄する。

関連する在留資格

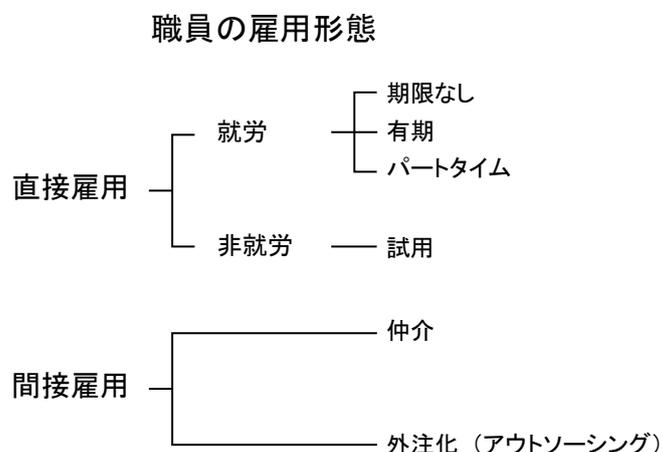
	居住者労働者	投資家	居住者の家族
特徴	労働契約書のある外国人に付与される査証。	投資を行おうとする外国人はこの在留資格を申請することができる。	ペルー領土内の居住者との継続的な家族関係が立証される外国人は、居住者の家族査証を申請することができる。
収益を伴う活動	労働契約に基き、従属的または非従属的に、収益を伴う活動の実施を認める。	投資を行う者のみを対象とし、その投資により収益を得ることが可能。	従属的または非従属的な方法で収益を伴う活動を行うことができる。
在留期間	365 日間。さらに 365 日間の延長が可能。	365 日間で、延長が可能。	1 年間。外国人居住者の家族が対象。
要件	労働雇用促進省の承認を受けた労働契約書があること。	<ul style="list-style-type: none"> ●投資先の企業が国家登記監督庁 (SUNARP) に登記されていること。 ●50 万ソル以上の投資額を証明すること。 	当在留資格に関連する当該居住者の居住資格が有効であり、その個人データが最新のものに更新されていること。
外国人登録証	在留資格の取得後速やかに発行される。有効期間は成人が 4 年、未成年が 3 年。永住者の在留資格を有す者は 5 年間有効とされる。		

就労査証に関するタイムライン (予想日数)



7. 職員の雇用形態

ペルーの法律では、職員の雇用にあたりおおむね以下のような個別の形式が定められている。



ペルーの現状を考慮すると、最も一般的な契約形式は臨時雇用契約または有期雇用契約となる。この形式は、契約期限の定まらない職員を抱えることを避けるために利用されるが、その期間は最長で5年とされる。

有期雇用契約の形式

一時的な性質の契約	偶発的な性質の契約	建設工事または役務による契約
<ul style="list-style-type: none"> ●新しい活動の開始による契約 ●市場ニーズによる契約 ●事業の再構築による契約 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時契約 ●代用契約 ●緊急時の契約 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の建設工事または役務に関する契約 ●断続的な契約 ●季節契約

ペルーの法律で認められている臨時雇用契約のすべての形式を以下に示す。それぞれの形式には使用の際の用途や理由付け、期間が定められている。

有期雇用の対象となる契約形式

形式	企業の需要の種類と特徴	最長契約期間
1. 活動の開始または増加による契約。	新しい事業活動の開始。新たな施設または市場の設置または開設。新しい活動の開始または既存活動の増加。	3年
2. 市場ニーズによる契約	市場の需要の大幅な変動に起因する、一時的かつ予測不可能な生産量の増加。常駐の人員では対応できない場合に限り、企業の通常の活動の一部であるところの通常の業務に及んでもよい。	5年
3. 事業の再構築による契約	企業における活動の代替、拡大または変更。機械、装置、設備、生産手段、制度、手順および、生産と管理手続きにおける技術的性質のあらゆる変更。	2年
4. 臨時契約	職場における通常の活動以外の一過性の需要。	6カ月
5. 代用契約	企業の常勤職員で、何らかの正当な法的事由、または職場において適用される在来の規定によりその労働関係が中断されている者の代用。	状況に応じ必要とされる期間
6. 緊急時の契約	偶発的な事象による状況、またはそれに伴う不可抗力から派生する需要。	その緊急事態が継続する期間
7. 特定の建設工事または役務に関する契約	予め定められた目的を対象とする特定の期間における需要。	必要とされる期間
8. 断続的な契約	永続性はあるが、非連続的な企業需要に対応。同一労働者の雇用が可能となり、その労働者は新たな雇用契約において優先される。	指定なし
9. 季節契約	1年のうち特定の時期にのみ実施され、かつその生産活動の性質に応じたそれぞれの周期において同様の期間繰り返されることを前提とした、企業または施設の事業展開におけるそれ自体の必要性に対応する契約。	指定なし

8. 労働の仲介または外注化（アウトソーシング）

従属的な職員の雇用に代わるスタッフ確保の方法の一つが、いわゆる派遣や外注化である。自社の社員を割り当てつつ人材の供給を行う会社を利用できるのがその理由で、この場合、ユーザー側の企業には労働関係上の懸念がなく、さらにその役務の請求によるタックスクレジットの恩恵もある。

労働の仲介	外注化（アウトソーシング）
<ul style="list-style-type: none"> ● 労働の仲介は、一時性、補完性、専門性が推定される場合にのみ適用される。仲介契約労働者は、契約主である企業の主要な活動の恒久的な履行にあたる役務を提供することはできない。 ● ユーザー企業への派遣社員の数は、全従業員数の20%を超えてはならない。この比率は、役務を提供する側の企業が完全に独立した専門性を有し、かつその業務の遂行に責任を負う限り、補完的または専門的役務には適用されないものとする。 ● 出産、年次休暇、一時休暇のような理由による職員の代替などに適用される。また、規定上は清掃会社や警備会社もこの範疇に含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● アウトソーシングの目的は、契約主である企業の主要な活動の一部につき、請負企業を介して分散化または外部化（業務管理契約、プロジェクト契約、生産に関する必要不可欠な側面を第三者に委託する目的の契約、および請負企業または下請会社が提供する役務）することである。 ● 請負企業は次の要件を満たしていなければならない。契約主である企業の活動の必要不可欠な部分を請け負うこと。自らの資金、技術、資材を用い、自らその責任とリスクを取り前述の活動を遂行すること。それらの活動の結果に対し責任を持つこと。自社の従業員との雇用関係が排他的な従属関係であること。 ● 契約主である企業ならびに役務を請け負う企業は、当該従業員の報酬および法定給付の支払いにつき連帯責任を負う。 ● 例としては、システムや会計、法務コンサルティング企業など。これらは企業の主要な活動による役務を提供する。

第2章 ペルーの税制

税務監督庁（SUNAT）は、国庫の歳入要素たる外国由来の取引に対する内国税、関税、およびその他の税の徴税と管理を行い、例外的に、法令で定められたほかの租税や公課を徴収している。また、税法の遵守を監督し、税務関連事項についての決議を発す。

1. 納税者登録番号（RUC）

- それぞれの個人、会社、遺産相続案件（未分割遺産）、団体またはほかのあらゆる事業体は、その帰属がペルーであれ外国であれ、その常居所地に拠らず、納税者としての要件を満たした時点または、税務監督庁が管理または徴収する租税に対する責務を負うようになった時点で、納税者登録番号（RUC）を取得しなければならない。また、源泉徴収を行う側に対しても同じ条件が適用される。
- 納税者または租税の源泉徴収義務者は、それらに割り当てられ、公式かつ実質的な納税義務の履行目的で使用される11桁の番号（RUC）によって税務監督庁に識別される。
- 従業員（5号所得を得る者、または従属的な労働関係にある者）および、非居住者である納税者は、RUCの取得が義務付けられていない。

2. ペルーの税制に関する法的枠組み

(1) 所得税

所得税は、資本、労働およびその双方の集約的な適用から得られる所得、キャピタルゲイン、所得税法（LIR）により明示的に定められた第三者に由来するその他の所得、およびLIRにより明示的に定められた帰属所得に課される。

ペルーの居住者である納税者は、全世界を源泉とするすべての課税所得が所得税の対象となる。その一方、ペルーの非居住者である納税者および、外国企業の現地における恒久的施設（PE）は、ペルーを源泉とする所得が所属税の対象となる。

- 居住者：ペルー国内に居住するペルー国籍の自然人、連続する12カ月間のうち歴日で183日を超えてペルー国内に居住または滞在した外国籍の自然人、ペルー国内に設立された法人、ペルーの非居住者である法人のペルーにおける支店、代理店またはその他の恒久的施設（この場合、当該支店、代理店またはその他の恒久的施設は、ペルーを源泉とする所得に関し居住者資格が適用される）などが、居住者とみなされる。
- ペルーを源泉とする所得：不動産、貸付および投資ストック、ペルー国内において経済的利益を得る目的で活用される技術援助、ロイヤルティー、ペルー国内に物理的に存在するかまたは経済的に利用される財、ペルー国内で行われる個人的労働、ならびにペルー国内で行われる社会活動、商業活動、企業活動を含むあらゆる性質の活動から生じるか、またはそれによりもたらされる収入が含まれる。
- 法人所得税に関する制度：法人（および商業活動に関する所得税制度の対象となる正規の事業体）に適用される所得税は、12月31日に終了する会計年度の翌年4月ごろ、税務監督庁が定める期日までに申告されなければならない。

(2) 一般売上税 (IGV)

一般売上税 (IGV) は以下の取引に適用される。

- ペルーにおける動産の販売
- ペルーにおける役務の提供または利用
- 建設に関する契約
- 建設業者による自己施工不動産の初回販売
- 財の輸入
-
- 財が有償で譲渡されるすべての行為は、その譲渡の原因となる契約または取引の呼称や当事者間の合意条件にかかわらず、IGVの支払い対象となる。
- 企業が所有する財の無償譲渡も、一定の条件が満たされない限りは売上とみなされる。
- IGVの対象となる者： すべての自然人、企業、非正規の会社、団体、信託基金、投資信託、および投資ファンドが納税義務者であり、一般的に、IGVの対象となる取引を行うすべての法人をいう。また、ペルーに住所を持たない売り手からの財の購入者、自然人、所得税法または同法規則により定められているようなあらゆる種類の会社や事業体、信託の場合は信託基金がその目的を果たすために行う取引の受託者、などもIGVの対象となる。
- 自然人、および企業活動を行わないあらゆる種類の事業体は、一般的に、従属する財の輸入または、IGVの適用範囲に含まれる取引を実施する場合、IGVの規準の適用を受ける可能性がある。同様に、共同企業体 (JV)、コンソーシアム、および自己の投資または参画により独立した会計を行うほかの形式の業務提携契約もIGVの納税義務者となる。
- IGVの計算： 原則として、IGVの課税標準は、財または役務に対して支払われた販売価格であり、市場価格を考慮した上で税務当局により調整される可能性がある。IGVの課税割合は16%だが、IGVに対し適用される条項により地方振興税に相当する2%分が上乗せされ、税率は合計で18%になる。
- タックスクレジット： IGVは、その対象となる取引があるたびに、財および提供された役務の価値に対して課税・徴収される。生産および流通のサイクルにおけるすべての工程に適用されるが、累進性はない。一般的に、サプライチェーン内の財または役務それぞれの売り手は、それらの売上にかかるIGVを買い手に付加し、仕入のため支払ったIGVの金額からその分を控除する権利を有す (タックスクレジット)。IGVの規準によると、タックスクレジットを生じさせるためには、所得税法に基づいて財または役務の購入がその企業の費用または経費として算入される必要があり、納税者が所得税の対象とはならない場合であっても、IGVを支払う必要のある取引に対して引き当てられなければならないとされる。

(3) 臨時純資産税 (ITAN)

この租税は、前年の12月31日時点におけるバランスシート上に反映された、企業の純資産価値に対して課せられる。ITANは、前年の12月31日までに既に生産段階にある企業のみ支払う必要がある。ITANは、100万ソルを超える純資産価値に対し0.4%の税率を適用して決定され、100万ソル以下の部分については対象にならない。原則として、納税者はITANの支払い分につき、損金算入または、タックスクレジットとして月次分および年以下の所得税納付額との相殺を検討することも可能になる。

会計年度の終了時点において、ITANの支払額が年間の正当な所得税額を上回っている場合、納税者はその超過分について還付を申請できる可能性がある。

(4) 金融取引税 (ITF)

ITFは、ペルーの金融システムにおいて、個人や企業の銀行口座で行われるあらゆる送金や取引、出金または入金などに適用される。また、国内の銀行口座の預金からの支払いが必要とされない、預金小切手、預金証書、およびこれに類するほかの手段の取得に対しても適用される。

ITFの税率は0.005%で、国内のそれぞれの銀行により源泉徴収されなければならない。

(5) 選択消費税 (ISC)

ISCは、自動車、葉巻、タバコ、酒類、ビール、燃料などのような、奢侈品と呼ばれる一部の財の輸入および国内販売に課される。

ISCはその財の性質により、財の価値に基づく体系（例えば、中古自動車なら40%）と、特性に基づく体系（例えばペルーの蒸留酒「ピスコ」なら1リットルあたり2.27ソル）により決定される。

以下の表は現行の主要な租税についてその性質を示したものである。

所得税	純所得に対して課され、毎年決定される。計算期間は毎年1月1日から12月31日まで。非居住者企業は、ペルーを源泉とする所得のみが課税対象となる。居住者企業の法人所得税率は29.5%。
臨時純資産税 (ITAN)	100万ソルを超える純資産総額の0.4%と決められている。ITANは所得税に対しタックスクレジットとして機能する。
金融取引税 (ITF)・その支払	一般的に、ペルーの金融機関における口座の入出金に対し0.005%の税率が課される。
一般売上税 (IGV)	ペルー国内における財の販売、役務の提供と利用、および財の輸入に18%の税率を課している（うち2%は地方振興税分）。財および役務の輸出にIGVは課されていない。
選択消費税 (ISC)	燃料、葉巻（タバコ）、ビール、酒類、炭酸飲料、カジノ賭博などのような特定の財の消費に課される。
固定資産税	都市部の不動産の価値に対し自治体が年毎に課す租税。土地、建物、および固定設備や恒久的設備が不動産と見なされる。税率は当該不動産の価値に応じ累進的に増加する。
不動産取得税	都市部の不動産の譲渡に課される。税率は3%で、物件購入者が負担する租税。
自動車資産税	ペルー国内で製造されたかまたは輸入された、初度登録から3年以内の自動車の所有者に課される租税。

3. 日本・ペルー租税条約（二重課税防止条約）

2021年1月24日にペルーの官報にて公布された、「所得に対する租税に関する二重課税の除去ならびに脱税および租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約」は、以下のように定めている。

- 事業利益は、その所得が他国における恒久的施設（PE）を通じて得られたものでなければ、居住する国でのみ課税される。
- PEの所得の課税管轄権に関しては、純所得課税の原則に応じて適用されなければならない。
- PEの定義には以下のものを含む。
 - 事業の恒久的な場所
 - 建築工事現場、建設事業、組立てまたは据付け、もしくはこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事または活動が6カ月を超える期間存続する場合に限る。
 - 企業が行う役務の提供であって、使用人または、当該役務の提供のために当該企業により採用されたその他の自然人を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、（単一のまたは関連するプロジェクトにつき）当該課税年度において開始し、または終了するいずれかの12カ月の期間において合計183日を超える期間その国に存続する場合に限る。
 - 一方の締約国内に存在する天然資源の探査または開発に関連して当該一方の締約国内において行われる活動。ただし、当該活動が6カ月を超える期間存続する場合に限る。
- 受動的所得は、それが生じた国において課税対象とされる可能性がある。適用される最高税率は、配当および利子が10%、使用料が15%。
- ペルーでは以下の方法で二重課税が除去される。
 - ペルーの居住者は、日本の法律および当条約の規定に従い課税された所得に対して支払った日本の租税を、ペルーの租税に対するタックスクレジットとして使用することができる。前述のタックスクレジットは、いかなる場合でも、日本で課税され得る所得に対して賦課できるペルーの租税の割合を超えてはならない。
 - 日本の居住者である会社が、ペルーの居住者である会社に対して配当を行い、後者が前者の議決権の10%以上を直接または間接的に支配している場合、その税額控除には、当該配当の元となる利益に関し前者により日本で支払われた日本の租税が考慮されなければならないが、確定した税額控除の額をペルーの租税が上回る場合にのみ限度額まで適用される。
 - 日本・ペルー租税条約のいずれかの規定に従い、ペルーの居住者が得た所得がペルーにおいて非課税となる場合でも、ペルー側は、その居住者のほかの所得に対する租税の額の計算にあたり、当該非課税所得を考慮に入れることができる。
- 得られた所得および、支払い、記帳、または費用計上された金額に対する租税に関して、2022年1月1日から発効する。

4. 利益および配当

利益とは、企業が経営の結果得た純利益（投資および租税を差し引いた後の利潤）に対する割合のことである。3号所得を生成し、かつ20人超の従業員を抱える企業において、その給与台帳に登録されている従業員は、利益の還元を受ける権利を有す。

配分可能利益の計算は、その企業が所属する業種による。

- a) 小規模企業…10%
- b) 遠距離通信…10%
- c) 工業…10%
- d) 鉱業…8%
- e) 商業・飲食業…8%
- f) その他の活動…5%

算出された配当は、その企業の株主に配分される。こうして、利益配当請求権を持つ株主に対し、当該企業が配分する経済的利潤が反映される。この支払いは、当該企業の株主資本におけるその株主の出資比率により実施される。配当については、一会計年度の終了後、資本のうちいくらを法定準備金として残し、いくらを株主に配分するかを株主総会が決定すれば支払いが行われる。株主総会の結果が反映される配当には異なる種類が存在する（現在は2種類）。

- 通常配当：ある会計年度における黒字決算に基づいて行われる。
- 特別配当：この配当は資産の売却などによる特別なもので、普段は実施されない。

ペルーの法律では、配当の実施を承認するにあたり、その企業の前会計年度の財務諸表に利益が計上されている必要がある。株主資本の損失が計上されている場合は、配当の実施を承認する前に、欠損の補填を行わなければならない。

ペルーの所得税法に基づき、配当は2号所得とみなされる。

配当、および他のあらゆる種類の利益配分：

- 立法政令第 1261 号に基づき、ペルーの居住者である自然人、ペルーの非居住者、および法人は、5%に相当する課税の対象となる。

第3章 企業の閉鎖

企業の閉鎖または会社の消滅は、法的根拠に基づいて行われる。

- 企業の存続期間の満了
- 株主総会の非活動状態
- 純資産額が株主資本の3分の1を下回るような資本の欠損
- 債権者委員会の決議
- 共同経営者の複数性が失われた場合、または株主総会の出席者が定足数に満たない場合
- 最高裁判所により採択された決議
- 株主総会の決議

企業の最終的な閉鎖のためには、いくつかの段階と期間（期間は様々で、当該企業に未払いの債務がある通常のケースでは債権者を交え約1年、債務がない場合でも3~4カ月を要す）による法的続きをふまなければならない。それらの過程を経て、最終的に当該企業は消滅に至る。企業の閉鎖に必要な段階は、解散、清算、消滅の三つである。

- **解散**：会社の解散は、一企業の活動を終了させるにあたり、株主総会の決議によって生じる。
- **清算**：この段階では、清算人が、管理職、取締役、および受任者に代わり、資産（製品、備品、金銭）を売却し、債務の支払いおよび、未納の租税があればその納付に充てる。当該清算人は最終的に、その差引残高を株主に分配する。
- **消滅**：清算が完了すれば、当該清算人は国家登記監督庁（SUNARP）に会社または企業の消滅を登記し、税務監督庁（SUNAT）に納税者登録番号（RUC）の抹消を申請することができる。

このような場合、費用は以下のように考慮されるべきである。

- 債権者がいないか、または第三者（税務監督庁、納入業者、銀行）への債務がない企業の場合、社用文書作成のための弁護士費用に加え、公証人や登記に係る都度払い費用をその企業が負担する必要がある。一方、従業員に対する債務（福利厚生）は全額支払われていなければならない。
- 債務を抱え、債権者がいる企業の場合、新聞広告による債権者への通知など、清算手続きで負担する費用が増す。

また最近では、10年間にわたり事業または経済活動を行わなかった会社、または企業の消滅を規定する条項も存在する。立法政令第1427号およびその規則には、国家登記監督庁（SUNARP）に企業活動を登記していないか、自社の企業目的に関連する活動をしていないか、または国家登記監督庁（SUNARP）に会社の行為を登録していないこれら休眠会社の消滅に向けた規準が取り入れられている。

消滅手続きの開始にあたり必要な休眠期間（職権による場合は10年間、当事者の申請による場合は3年間）は、国家登記監督庁（SUNARP）への最新の会社の行為の登録に資す証書の提出日の翌年の1月1日から起算される。